

日EU經濟連携協定

EPAの交渉の進捗状況

発効済

シンガポール(2002年11月(07年9月改定))、メキシコ(2005年4月(12年4月改定))、マレーシア(2006年7月)、チリ(2007年9月)、タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、ブルネイ(2008年7月)、ASEAN(物品貿易)(2008年12月)、フィリピン(2008年12月)、スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年8月)、ペルー(2012年3月)、豪州(2015年1月)、モンゴル(2016年6月)

署名済

TPP12(2016年2月署名)、TPP11(2018年3月署名)、EU(2018年7月署名)

交渉中

コロンビア、日中韓、RCEP、トルコ (GCC、韓国、カナダは交渉中断中)

EUとは

欧州連合（EU：European Union）とは、欧州連合条約に基づき、経済通貨統合、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い分野での協力を進めている政治・経済統合体。

概要

総面積：429万km²（日本の約11倍）

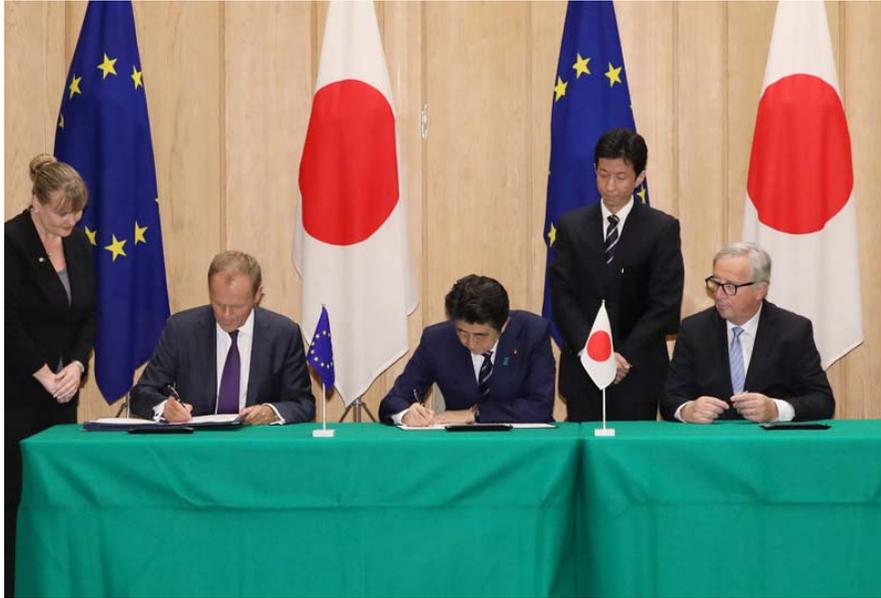
総人口：5億1,181万人（日本の約4倍）（2016年）

GDP：16兆4,000億ドル（日本の3.3倍）（2016年）

EU加盟国（28カ国）

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

日EU・EPAの署名と発効



日EU・EPA署名式（2018年7月17日、首相官邸）

2013年 3月 交渉開始決定



2017年 7月 大枠合意



2017年 12月 交渉妥結



2018年 7月 署名

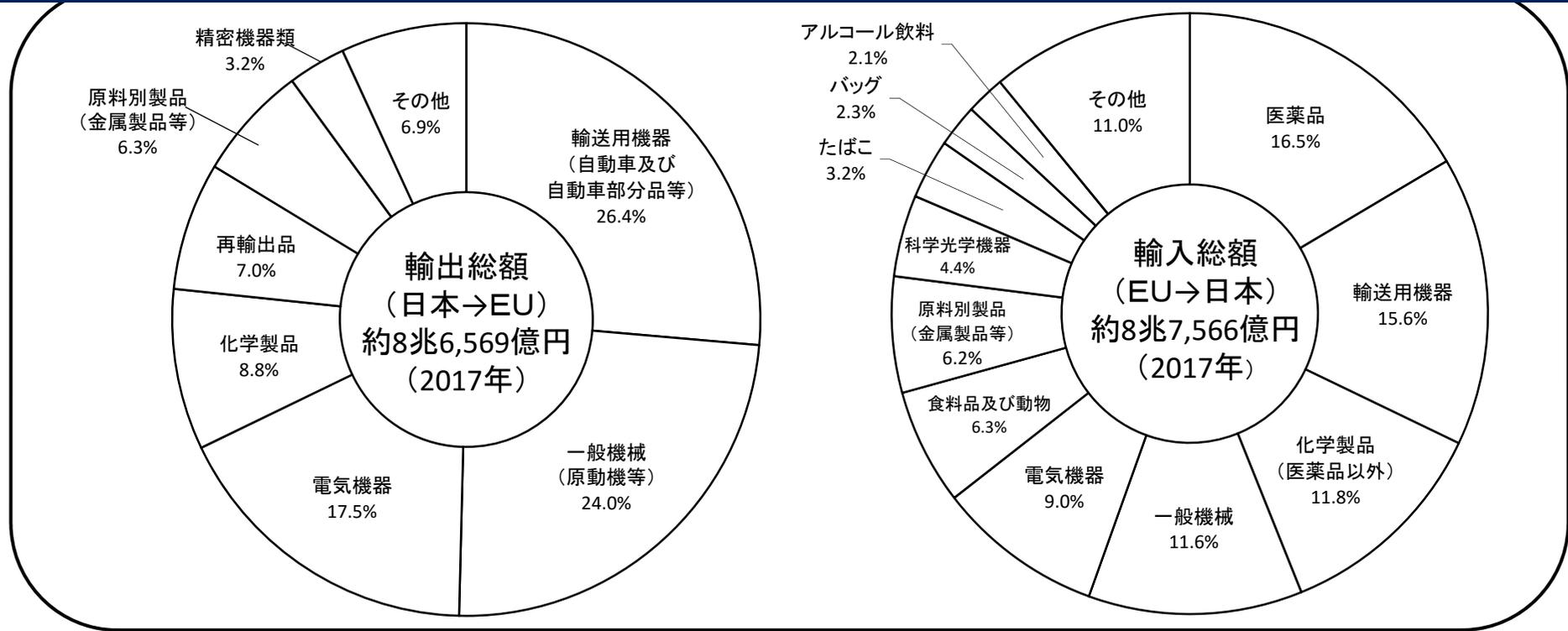
発効に向けた国内手続

- 日・EUの双方が国内手続の終了した旨を通知した日の翌々月の初日から発効。
- 我が国は、日EU・EPAの国会承認を経て、早期の発効を目指す予定。
- EU側の手続きとしては、欧州議会の同意（承認）及び閣僚理事会による協定締結決定が必要。

日EU・EPAの意義・早期発効の必要性

- 本協定はアベノミクスの成長戦略の重要な柱（総理施政方針演説等）。
- 日本の実質GDPを約1%（約5兆円）押し上げ、雇用は約0.5%（約29万人）増加の見込み。（内閣官房TPP等政府対策本部による試算）
- 自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル（国有企業、知的財産、規制協力等）。
- 世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。
 - ⇒ 早期締結は、日EUが引き続き貿易自由化の旗手として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。
 - ⇒ 日EU双方の経済界には早期締結への期待あり。日EU首脳間でも早期発効を目指すことを繰り返し確認している。
 - ⇒ 協定締結により、貿易・投資の自由化・円滑化が促進され、日EU関係全般の一層の緊密化が期待される。

日EU間の貿易



EUからの農林水産品の輸入実績(上位5品目)

品目	輸入額 (百万円)	輸入総額に占める割合
製造たばこ	278,713	3.2%
アルコール飲料	184,365	2.1%
豚・イノシシの肉	176,081	2.0%
木材	101,382	1.2%
魚介類(生鮮・冷凍)	52,611	0.6%

主な財務省所管物資の輸入実績

分類	品目 (税率)	輸入額 (百万円)	輸入総額に占める割合	当該品目の全輸入額に占めるEUの割合
酒	ボトルワイン [税率15%又は125円/ℓのうち低い税率]	72,078	0.8%	66.1%
	スパークリングワイン [税率182円/ℓ]	57,600	0.7%	94.6%
	手巻きたばこ [3.4%]	179,248	2.1%	89.8%
	精製塩 [税率0.5円/kg]	591	0.01%	5 31.2%

EUの発効済FTA

- スイス（1973年1月）
- シリア（1977年1月）
- アンドラ（1991年7月）
- トルコ（1995年12月）
- フェロー諸島（1997年1月）
- パレスチナ（1997年7月）
- チュニジア（1998年3月）
- 南アフリカ（2000年1月）
- モロッコ（2000年3月）
- イスラエル（2000年6月）
- メキシコ（2000年7月）
- マケドニア（2001年6月）
- サンマリノ（2002年4月）
- ヨルダン（2002年5月）
- チリ（2003年2月）
- レバノン（2003年3月）
- エジプト（2004年6月）
- アルジェリア（2005年9月）
- アルバニア（2006年12月）
- 太平洋諸国（フィジー、パプア・ニューギニア（2008年1月）
- モンテネグロ（2008年1月）
- ボスニア・ヘルツェゴビナ（2008年7月）
- カリブ海諸国（2008年12月）
- セルビア（2010年2月）
- 韓国（2011年7月）
- 東南部アフリカ（2012年5月）
- アンデス共同体（2013年3月）
- 中米諸国連合（2013年8月）
- ウクライナ（2014年4月）
- 中部アフリカ（2014年8月）
- モルドバ（2014年9月）
- ジョージア（2014年9月）
- 西部アフリカ（2016年9月）
- 南部アフリカ（2016年10月）
- カナダ（2017年9月）

（ ）は発効年月

日EU・EPAの全体像

- 日本語と英語を含むE U 2 3公用語が正文。
- 本協定は、以下の2 3章と関連する附属書・付録から構成される。

第1章 総則 本協定の目的、用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し、関税撤廃・削減の他、内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則及び原産地手続 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件、証明手続等を規定	第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保、簡素化等を規定	第5章 貿易上の救済 輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫措置 SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害 強制規格等を導入する際の手続の適正化、透明性の確保等を規定	第8章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他、電子商取引のルール等を規定(注)	第9章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置 資本の移動等に関し、原則自由な移動を可能にする他、一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし、本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む。)等を規定	第11章 競争政策 反競争的行為に対する適切な措置、協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議、一定の種類の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うことを規定	第14章 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権の保護及び権利行使の他、農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 企業統治 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易及び持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力 規制措置に関する公衆との協議、事後の評価、意見提出の機会の提供等の他、動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業分野における協力 農産品・食品の輸出入の促進、安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し、情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度に関する規定 本協定運用のための合同委員会の設置、その下での特別委員会の設置、連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生、改正等に係る手続、日本語を含む正文等を規定	(注)投資保護規律と投資紛争解決手続については、EU側と別途協議中。

日EU・EPA 物品貿易交渉の結果

日本 → EU

- 工業製品について100%の関税撤廃を達成（乗用車（現行税率10%）は8年目に撤廃、自動車部品は貿易額で9割以上が即時撤廃。）
- 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、農産品のほぼ全ての品目で関税撤廃（ほとんどが即時撤廃）。
- 酒類の輸入規制（「日本ワイン」の輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制）を撤廃し、EU市場を新規開拓。

EU → 日本

- コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。麦・乳製品の国家貿易制度，糖価調整制度，豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ソフト系チーズは関税割当てとし，枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。
- 皮革・履物（現行最高税率30%）：11年目又は16年目に撤廃。

日EU・EPA 物品貿易交渉の結果（酒・たばこ・塩）

【関税撤廃】

（日本からの輸出） 酒類、たばこ、塩：全品目を即時撤廃
（日本への輸入）

<酒類>

- ・ワイン（ボトルワイン、スパークリングワイン等）：即時撤廃
- ・清酒、焼酎等：11年目に撤廃

<たばこ>

- ・紙巻たばこ：協定税率として無税（現在、暫定税率で無税）
- ・紙巻たばこ以外：段階的に撤廃

<塩>

- ・精製塩：11年目に撤廃

【地理的表示（G I）】

- G I「日本酒」などの酒類G Iの相互保護により、日本産酒類のブランド価値を向上させ、輸出促進

（注）国レベルのG Iとして「日本酒」を指定（平成27年12月）

（参考）日本の酒類G I

焼酎： 吉岐（長崎県吉崎市）、球磨（熊本県球磨郡及び人吉市）、
薩摩（鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く））、琉球（沖縄県）

清酒：日本酒（日本国）、白山（石川県白山市）、山形（山形県）

ワイン：山梨（山梨県）

【非関税措置】

- 日本産酒類の非関税措置（「日本ワイン」の輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制）を撤廃し、EU市場を新規開拓

① 「日本ワイン」の輸入規制（醸造方法・輸出証明）の撤廃

・これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付け

⇒ 新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認（補糖、補酸、ぶどう品種の承認等）

⇒ 協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能。また、業者の自己証明の導入により、コスト負担が軽減

（参考）「日本ワイン」とは、国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造した果実酒。国際的な認知の向上等のため、ワインの表示ルールとして新たに「果実酒等の製法品質表示基準」を制定（平成27年10月）

② 単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

・これまで、700mlや1,750ml等の決められた容量以外の容器は流通不可

⇒ 協定発効後は、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能

日EU・EPA 物品貿易交渉の結果(ワイン)

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

現状

EUへのワイン輸出量(平成28年):10KL、15百万円

関税

- EU側
 - ・ ボトルワイン:0.154ユーロ/L (約20円) ※アルコール度により異なる。14度の場合を例示
 - ・ スパークリングワイン :0.32ユーロ/L (約41円)
- 日本側
 - ・ ボトルワイン:67円~125円/L
 - ・ スパークリングワイン:182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

- EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能
⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難
＜主なEUワイン醸造基準＞
 - ・ 補糖量(2.5%~5%以下に制限)、補酸量(2.5g/L以下に制限)
 - ・ ブドウ品種(ヴィンフェラ種及びそのハイブリッド種に限定)
※ ヴィンフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

- EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務
⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担
 - ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
 - ・ EU登録機関(独立行政法人酒類総合研究所)が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
※ 証明書発行手数料:1ロットにつき27,100円

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
※ ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

交渉結果

- EU側 ワインの関税を即時撤廃
- 日本側 ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

- EUは、日本ワイン(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の醸造方法を容認
⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能
※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準(平成27年10月国税庁告示第18号)」により定義

- 業者の自己証明を導入
⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減
※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認する予定

酒類GIの相互保護により GI「山梨」のEU域内での保護を確保
⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる
※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

- 主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始
⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待 (日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請)

日EU・EPA 物品貿易交渉の結果(焼酎・清酒)

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

現状

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない
※清酒の輸出量(平成28年):19,737KL、15,581百万円
(内EU向け :1,605KL、1,085百万円)
※焼酎の輸出量(平成28年):3,834KL、1,954百万円
(内EU向け:28KL、26百万円)

関税

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| EU側 | ・清酒 : 0.077ユーロ/L(約10円)
(焼酎は無税) |
| 日本側 | ・清酒 : 70.4円/L
・焼酎 : 16%(従価税) |

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない

- ⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる
- ※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
 - ※ 焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

- ⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
- ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
 - ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

交渉結果

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

- | | |
|-----|-------------------------|
| EU側 | 清酒の関税を即時撤廃 |
| 日本側 | 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃) |

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

- ⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
- ※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

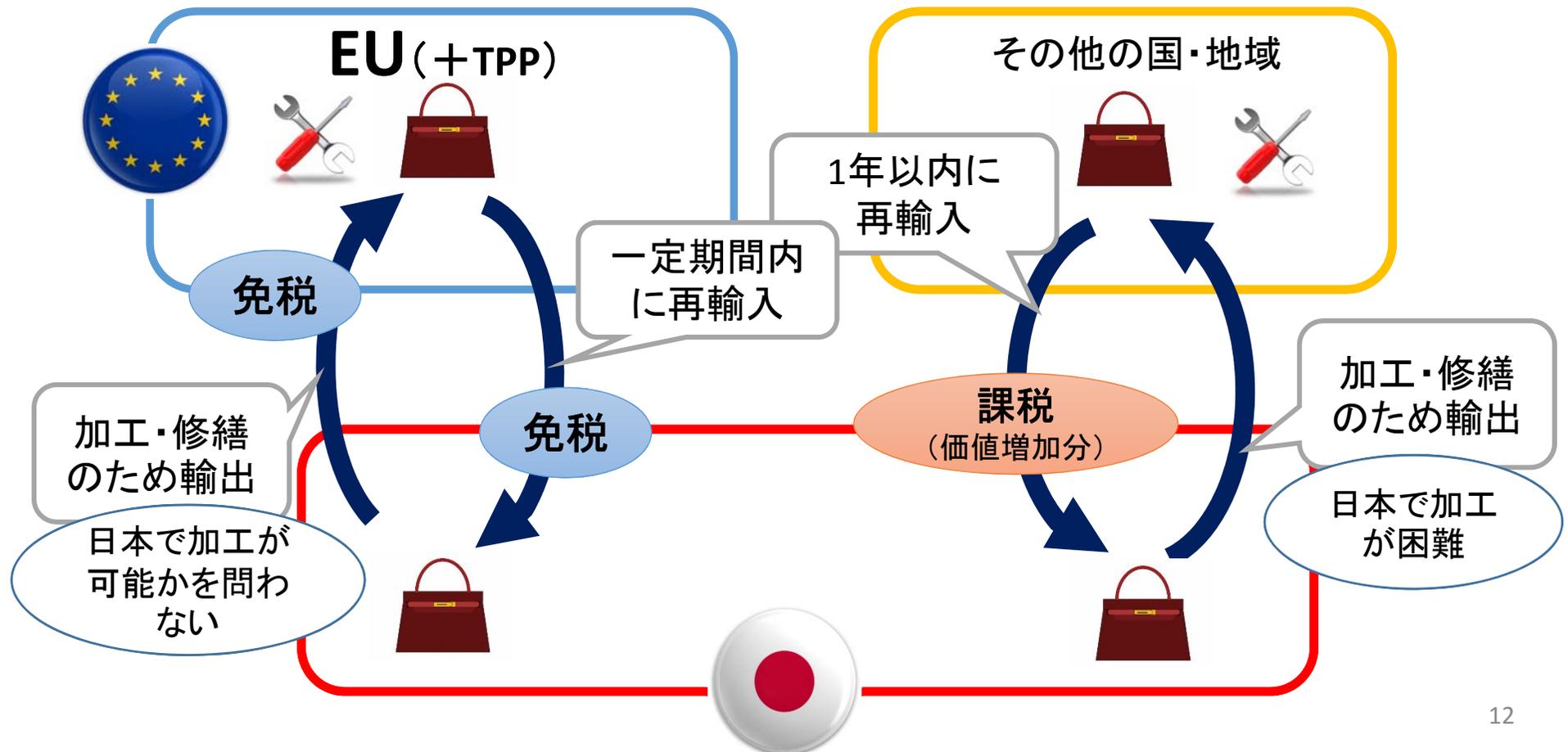
単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

- ⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

加工・修繕のため輸出された貨物の免税(第2.9条関連)

EUに加工・修繕のために一時輸出された後、一定期間内に日本に再輸入される場合には、関税を課さない。ただし、次の場合は対象外。

- ① 産品の本質的な性質を失わせ、新たな異なる産品を作ること。
- ② 未完成品を完成品にすること
- ③ 産品の機能を変更すること



税関手続・貿易円滑化

日EUの税関当局が既に取り組んでいる貿易円滑化の各種措置を規定化し、他のEPA交渉の模範となるもの。特に、税関手続の透明性・予見可能性を確保し、簡素化を図ると共に、リスク管理、税関当局間の協力等について具体的に規定。

主な規定

透明性（3条）

- 関連法令・手続きの公表
- 事業者からの照会窓口の設置
- 事業者との定期協議

輸出入・通過手続（4条）

- WCO等の国際標準の遵守
- 先端技術の活用

物品の引取り（5条）

- 迅速な引取許可
- 到着前申告
- 関税決定前の貨物引取り

簡素化（6条）

- 一定の基準を満たす事業者への追加的な簡素化措置

事前教示（7条）

- 分類・原産地に係る事前教示
- その他、締約国間で合意した事項（関税評価等）

異議申立て（8条）

- 当局の決定に対する審査利用の権利を保障
- 効果的・無差別・容易な方法での審査

リスク管理（9条）

- 適切な選定基準に基づくリスク管理*
- * 密輸等のおそれがある者や貨物を選定し、重点的に審査・検査

事後調査（10条）

- 事後調査制度の採用・維持
- リスク管理*に基づく事後調査

通過・積替え（11条）

- 日EU間の通過・積替え貨物の円滑化

税関間協力（12条）

- データ調和化やリスク管理*等の情報交換
- WCO,WTO等での協力

一時輸入（13条）

- ATAカルネによる一時輸入の許可
- （注）出品者、興業者等が持込み、または持出す物品（展覧会、博覧会用）の簡易通関

委員会の設置（14条）

- 税関事項及び原産地規則にかかる委員会の設置

EUとの税関協力

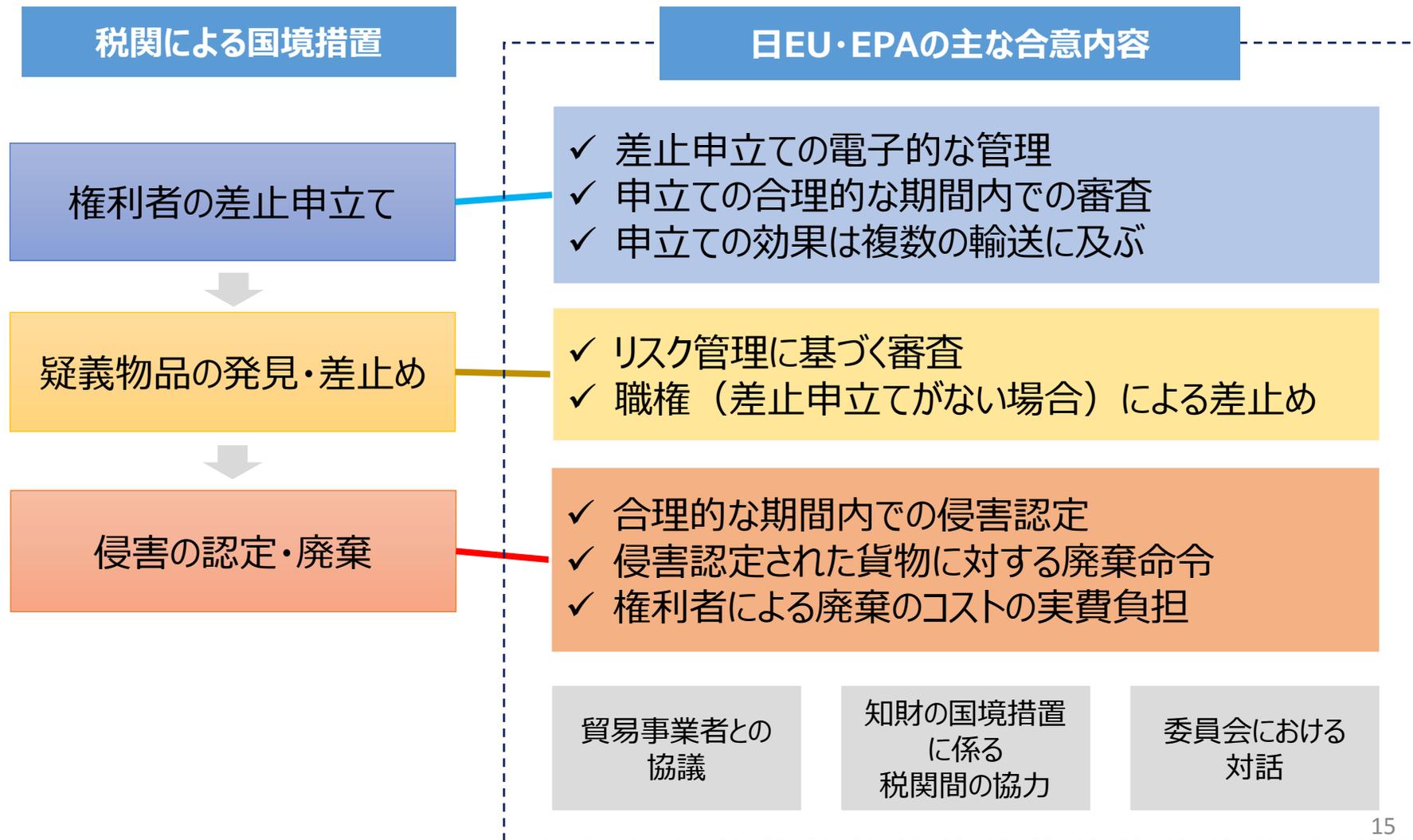
- 日本税関とEUの税関総局 (DG Taxud)は、日EU税関相互支援協定に基づき、JCCC (税関協力委員会) を定期的に開催。
- 委員会では、AEO相互承認やリスク管理を含む幅広い問題について、意見交換
- 日EU・EPA発効後も、税関協力委員会 (JCCC : Joint Customs Cooperation Committee) を通じた協力は継続。



第8回日EU税関協力委員会(2017年1月東京)

知的財産（国境措置）

日EUの税関当局が、知的財産権を侵害する物品の輸出入を国境で効果的に取り締まるための各種規定を整備した他、税関間の協力について規定。



日EU・EPAの効果(その他)

- ◆ **衛生植物検疫 (SPS) 措置**の透明性を確保し、要請に応じた情報提供を速やかに行うことを義務付け。
- ◆ **強制規格**の要件をEU域内で統一性・一貫性をもって適用（これまではEU域内でも国により運用が異なる場合あり）
- ◆ **サービス・投資**について、内国民待遇・最恵国待遇等を定め、留保する分野を列挙する方式（ネガティブリスト方式）を採用し透明性を確保。
- ◆ **金融規制**の事前情報共有・協議メカニズムを設置。
- ◆ **政府調達**について、WTOで定められた政府調達に係るルールの適用範囲を拡大（日本：政令指定都市が設立する地方独立行政法人、EU：国レベルの13の機関を追加、地方自治体の大学など）。鉄道について、段階的に開放。

EU拡大時の取扱い

- EUは、EUに第三国が加盟しようとする場合、日本に対し情報提供。日本側もEUに懸念を表明可能。必要があれば、協定の改正、調整措置又は経過措置を設ける。
- 新規加盟国に対して、EUの構成国として日EU・EPAの関税率を適用。当該新規加盟国にのみ異なる税率を適用しない。

(例えば、A国が日EU・EPA発効後から3年目にEUに加盟した場合、A国には3年目の税率が適用され、1年目の税率とはならない)

